

豊中市PCB廃棄物処理推進会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市有施設において保管しているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物について、民間に率先垂範して処理の推進を図るため、豊中市PCB廃棄物処理推進会議（以下「PCB会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 PCB会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) PCB廃棄物処理施策の推進調整に関すること。
- (2) その他、PCB廃棄物に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 PCB会議は、議長、副議長及び委員で構成する。

- 2 議長は、環境部事業ごみ指導課長、副議長は、豊中市伊丹市クリーンランド施設課長をもって充てる。
- 3 委員は、PCB廃棄物を保管している施設の担当及び関係する課の課長をもって充てるものとし、別表第1に掲げる者とする。
- 4 PCB廃棄物の発生、処理により施設の担当課長の委員就任、退任は随時行うものとする。

(議長)

第4条 議長は、PCB会議の事務を総理する。

- 2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 PCB会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 PCB会議は、所掌事務のうち特に重要な事項について審議決定する。
- 3 PCB会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 PCB会議の開催は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(主担者会議)

第6条 PCB会議に主担者会議を設置する。

- 2 主担者会議は、議長の要請に応じて必要な事項を審議し、特に重要な事項を除いて決定する。
- 3 主担者会議は、別表第2の部署の特別管理産業廃棄物保管責任者等で構成する。
- 4 主担者会議の開催は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(庶務)

第7条 PCB会議の庶務は、環境部事業ごみ指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PCB会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月22日から実施する。
- 2 平成19年「豊中市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る協議会設置要綱」は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月24日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月8日から実施する。

別表第1 (PCB廃棄物処理推進会議)

豊中市伊丹市クリーンランド	施設課長
総務部	行政総務課長
都市活力部	文化芸術課長
	スポーツ振興課長
財務部	財政課長
	資産管理課長
	施設課長
福祉部	地域共生課長
健康医療部	健康政策課長
こども未来部	こども事業課長
上下水道局	経営部総務課長
	技術部浄水課長
	技術部下水道施設課長
教育委員会	学校施設管理課長
	児童生徒課長
環境部	公園みどり推進課長
	事業ごみ指導課長

別表第2 (主担者会議)

豊中市伊丹市クリーンランド	施設課
総務部	行政総務課
都市活力部	文化芸術課
	スポーツ振興課
財務部	財政課
	資産管理課
	施設課
福祉部	地域共生課
健康医療部	健康政策課
こども未来部	こども事業課
上下水道局	経営部総務課
	技術部浄水課
	技術部下水道施設課
教育委員会	学校施設管理課
	児童生徒課
環境部	公園みどり推進課
	事業ごみ指導課